

## 寛政元（一七八九）年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録

―『御巡見御用諸事誌』―

森 弘 子  
宮 崎 克 則

### 【解題】

本稿は、前稿の「宝暦十一（一七六二）年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」（『国際文化論集』三八巻一号）の続きであり、徳川将軍の交代（一〇代家治→一一代家斉）を契機に派遣された寛政元（一七八九）年巡見使を乗せて、玄界灘の島々を巡った唐津藩船手の記録を紹介する。解題については、前稿と重複する部分がある。

江戸幕府の公式の歴史書『徳川実紀』天明九年正月二十八日の条に、<sup>1)</sup>

諸国巡視の使番筑紫従太郎干門。石尾七兵衛氏封。小笠原主膳長知。小姓組大久保長十郎忠救。花房仙五郎栄卿。土屋忠次郎斯近。書院番堀八郎右衛門直安。小浜平太夫隆紀。竹田吉十郎斯近おのく見え奉り。暇たまひ賜物例の如し。

とある。天明九年は二月三日に改元されて寛政となったので、ここでは寛政元年として記述する。右の記事の中の小笠原・土屋・竹田が九州へやってきた。彼らを含めた巡見使たちが、江戸城に登城して暇乞いをしたという記事である。彼らに暇を与えたのが、一一代將軍の徳川家斉いえなりである。概ね將軍の代替わりを契機に、全国を八プロックに分けて旗本三人一組（従者を含めて総勢一〇〇人ほど）が、將軍の使者として全国に派遣された。【表1】は、天和元（一六八一）年以降に九州を担当した巡見使の一覧である（天和元年から豊前と豊後は四国プロックに含まれた）。旗本の使番・小姓組・書院番から各一名が任じられ、五〇歳以下の者たちだったことが分かる。約七か月ほどの巡見の旅はそれなりに過酷だった。宝曆十一年のときは、巡見使の神保帯刀（三七歳）が鹿児島で死亡、今回も二人が亡くなった。幕府が編集した大名や旗本の家譜集『寛政重修諸家譜』（文化九年完成）を見ると、

【小笠原主膳長知 使番 二〇〇〇石 四四歳】

寛政元年正月二十八日おほせをうけて、筑前、筑後、肥前、肥後、大隅、薩摩、壹岐、対馬等の国々を巡見し、七月二十日薩摩国において死す。年四十四。法名良雄。かのち出水郡武本村の龍光寺に葬る。

【土屋忠次郎利置 小姓組 二〇七〇石 四〇歳】

寛政元年正月二十八日仰せをうけたまはりて小笠原主膳長知、竹田吉十郎斯近と共に西海道の国々を巡視す。七月二十四日薩摩国出水郡武本村にいて死す。年四十。法名置男。彼地成願寺に葬る。

【表1】九州へ来た幕府巡見使

年代	將軍	旗本名	知行高	旗本名	知行高	旗本名	知行高
天和1年 (1681)	5代綱吉	奥田八郎右衛門忠信 (37歳・使番)	2800	柴田七左衛門康能 (不明・小姓組)	1000	戸川李明安成 (32歳・書院番)	1500
宝永7年 (1710)	6代家宣	小田切鞆負直広 (31歳・使番)	2930	土屋数馬喬直 (45歳・小姓組)	2000	永井監物白弘 (不明・書院番)	3030
享保2年 (1717)	8代吉宗	妻夫木四郎頼隆 (49歳・使番)	3000	大島采女義敬 (29歳・小姓組)	2000	小倉忠右衛門正矩 (49歳・書院番)	1200
延享3年 (1746)	9代家重	徳永平兵衛昌寛 (40歳・使番)	2500	夏目藤右衛門保信 (38歳・小姓組)	600	小笠原内匠信用 (41歳・不明)	2600
宝暦11年 (1761)	10代家治	青山七右衛門成存 (48歳・使番)	1200	神保帯刀忠能 (37歳・小姓組)	1100	花房兵右衛門正路 (39歳・書院番)	600
寛政1年 (1789)	11代家斉	小笠原主膳長知 (44歳・使番)	2000	土屋忠次郎利置 (40歳・小姓組)	2070	竹田吉十郎斯近 (47歳・書院番)	800
天保9年 (1838)	12代家重	曾我又左衛門 (不明・使番)	2000	大久保勘三郎 (不明・小姓組)	1200	近藤勘七郎 (不明・書院番)	1400

【注】巡見使の年齢は、小宮木代良「幕藩体制と巡見使（一）——九州地域を中心にして——」（『九州史学』77・78号、1983年）より、旗本の知行高と編成については「新編大村市史」第3巻近世編、396頁（2014年）より、さらに「寛政重修諸家譜」より作成した。それぞれの従者数は知行高などに応じて異なり、天保9年の場合、曾我（39人）・大久保（33人）・近藤（32人）の総勢104人だった（宮崎克則・森弘子「天保9（1838）年 幕府巡見使への対馬藩対応（1）——宗家文書『巡見使記録 御勘定奉行所』——」（西南学院大学『国際文化論集』36-1号、2021年））。

小笠原と土屋は、ともに四〇歳代の前半であったが、鹿兒島藩の「出水郡武本村」で七月二十日・二十四日に続けて亡くなっている。出水は肥後熊本藩との境にあり、特に重要な拠点の一つだった。鹿兒島藩には「外城」という領内支配の拠点があった。「外城」で政務や地方警備を担う武士の住居と陣地を兼ねた町は「麓」と呼ばれ、鹿兒島藩内に約一〇〇ヶ所ほど存在していた。その中でも「出水麓」は、熊本藩との境にあり、防衛上も重要な場所であったから、藩内で最初に築かれ、規模も最大であったという。今日も「出水麓」の武家屋敷は整備されて残っている。

ネット上に公開されている「天保国絵図―薩摩国」を確認すると、「出水村」は「武本村」に含まれており、この龍光寺と成願寺に二人は葬られた（宝暦十一年巡見使の神保は成願寺に葬られた）。

成願寺（真言宗）は明治の「廃仏毀釈」で破却され、その寺域すら不明である。しかし龍光寺（曹洞宗）は今もある。この寺が管理する墓地（鹿兒島県出水市西之口、国道三二八号線沿い）に、大きな六地藏の石塔があり、【写真1】の正面には「義勝院殿禅心良雄大居士」、【写真2】の背面には「故西国巡見御使番小笠原主膳源長知」、読みにくいが、側面に「寛政元年己酉七月二十日」とある。施主は記されていない。小笠原の子孫が建てたものと思われる。この石塔との比較によって、『寛政重修諸家譜』の記事の正しさを確認できる。

また、江戸後期から明治期に編纂された鹿兒島藩の『薩藩旧記雑録 追録六』にも関連する記事がある。<sup>5)</sup>

寛政元年己酉二月二十九日

大家使御使番小笠原主膳、御書院與土屋忠次郎 小笠原忠次郎組、竹田吉十郎 西丸御書院番島津式部少輔組、

此日發江戸如西国、六月二十日至城下、二十一日如喜入、小笠原主膳卒于喜入

【写真2】 墓の背面



【写真1】 小笠原主膳長知の墓



（撮影 2023年8月）

これによると、小笠原は鹿兒島藩内の「喜入<sup>きいれ</sup>」で死去したことになっており、日付も六月二十一となっている。喜入で死去した小笠原の遺体を出水に運び、埋葬したのかどうか明らかにはできないが、鹿兒島藩内で死去した巡見使小笠原の石塔は、藩境の出水に現存している。かつて出水には、三人の巡見使の墓があった。それぞれどのような碑銘が書かれていたのか、天保九（二八三八）年に書き留めた人物がいる。それは、最後の派遣となった天保九年巡見使大久保勘三郎の従者——立野良道である。<sup>⑥</sup>彼の旅行記の天保九年七月四日、武本村に泊まった立野は、

此町を出水町ともいへど出水ハ郷名也、町にいり一丁計にて左へ曲り小坂を上り左右郷士町也、郷士町を三丁計行御本陣也、武本村、出水郡出水郷、高式千三百七拾石余、家数五百軒余、武本村ハ南ノ方高き所郷士町にて山続也、西北の山下に町屋あり、西より東へ長し、南の外三方ハ田地也、此郷に前々の巡見使の墓三ツあり、不思議といふへし、喜多録御代参あり

義勝院殿禪心良雄大居士 寛政元年己酉年七月二十日

故西国巡見御使番小笠原主膳源長知

右石碑 府本村禪宗龍光寺

利性院殿全、心置勇大居士 寛政元年己酉年七月廿四日

西国巡見土屋忠次郎平利置

寶乘院殿叡照日到大居士 宝曆十一年辛巳八月廿九日

故巡撫西国使神保帶刀

右御兩人石碑 灰塚

知識村真言宗成願寺

と書いている。出水郷の石高は二三七〇石余、家数は五〇〇軒余、南側の高い所に郷土町（麓）があるという。立野が記した小笠原の碑銘は、現存する石塔と同じであり、彼が正確に書き写したことが分かる。明治に廃寺となった成願寺にあった土屋と神保の碑銘も、立野が正確に書き留めていると考えられる。

寛政元年巡見使の江戸出発は、『薩藩旧記雜録 追録六』によると、寛政元年二月二十九日とある。前回の宝曆十一年のときは、【江戸発】二月二十七日・【呼子着】四月五日であり、今回も【呼子着】四月九日だったことが本史料から確定できるので、ほぼ同じ日程で九州巡見を開始したことが分かる。北部九州までの大まかな道のりを述べると、二月末の江戸発、東海道を通過して大坂、そこから久留米藩の迎船で瀬戸内海を渡り、ほぼ一か月後に福岡藩の若松（福岡県北九州市若松）に上陸、それから唐津街道を通過して福岡藩・唐津藩を巡見、四月初め頃に唐津藩の呼子着（佐賀県唐津市呼子）。そして唐津藩と佐賀藩などが提供する船に乗って玄界灘の島々―壱岐（平戸藩）・対馬（対馬藩）・五島（五島藩）・平戸（平戸藩）―を巡った。その後は、長崎↓島原↓佐賀↓熊本↓鹿児島↓宮崎↓熊本↓久留米を通り、ふたたび若松から乗船して江戸へ帰る。

ここで紹介する『御巡見御用諸事誌』に記された三人の巡見使の情報は、名前や所属・石高のほかに、住所や家紋まで書かれている。

御使番

本郷御弓町 弐千石 御紋所三かいひし 五三ノ桐

小笠原主膳様 御用人 中西園左衛門

鳥山直左衛門

御小姓組御番頭

松平内藏允様御組 糺町三軒家 二千七拾石 御紋所三ツ石 御替紋無シ

土屋忠次郎様 御用人 関口清左衛門

渡辺伝左衛門

辻栄左衛門

御書院御番頭

島津式部少輔様御組 浜町とらか堀 八百石 御紋所十六葉菊 三五ノ桐

武(竹)田吉十郎様 御用人 大関助市

小島多仲



巡見使が乗る駕籠に付き添い、唐津藩の呼子まで案内した庄屋の記録には、小笠原の従者は用人を含めて四一人、土屋も四一人、竹田は二七人とある。<sup>(7)</sup> 巡見使一行の総勢は一〇〇人を越え、これに付き添いの庄屋、警備の藩役人も加わった大行列だった。三人の巡見使のうち、正使の小笠原、副使の土屋は鹿児島で死去したので、目付の竹田吉十郎のみ江戸へ帰ることができた。彼がいつ帰り着いたのかは不明であるが、同年十一月には所属替えとなったことが『徳川実紀』に出ている。<sup>(8)</sup>

ここで紹介する史料は、佐賀県立名護屋城博物館が所蔵する「岩下家史料」である。「岩下家史料」には、唐津藩船手の「大船頭」などを勤めた「松下家」の史料が含まれており、その内容は日記や控を中心に藩政、海運、流通、海防などに関する豊富な情報が書き留められている。史料の表紙には『天明九年 御巡見御用諸事誌 御船宮役所扣』（史料番号A一〇）とあり、船手役所（「御船宮役所」）の記録を、松下卓治が写したものであると考えられる。その理由は、松下卓治が途中まではほぼ同じ内容を記した『天明七年未九月被仰出候 就御巡見諸品書附并御船行列一式 松下卓治』（史料番号A八）を作成しているからである。唐津藩では、天明七（二七七七）年から巡見使への準備を開始していた。<sup>(9)</sup>

松下家の由緒を記した明治四年『由緒書下書』<sup>(10)</sup>によると、松下卓治は天明四（二七八四）年に船手の「物書見習」として採用され、同八年に「物書本」となり、享和三（二八〇三）年に「小船頭目付」、最終的には文政十（二八二七）年に「大船頭」となり、弘化四（二八四七）年に死去した。

久野哲矢氏の一連の成果をもとに、唐津藩の船手について要約すると、船手の家臣は一〇〇人ほど、「大船頭」を筆頭に「小船頭」「楫取」「物書」「平組」などの職階があった。彼らはもともと水軍であり、藩が所有する船を

管理・運用しながら輸送や沿岸警備を担当した。具体的には、参勤交代時の下関渡海や長崎の見廻り、巡見使や幕府使節の送迎などを担当し、また難破船の漂着や異国船来航による長崎派遣などの突発的・緊急的な職務もあった。これら藩の船の運行・管理の他に、渡航証明である「往来切手」や船改めに使用する「出入切手」の交付、藩内の船の登録・帳簿管理なども担当した。

船手の職務内容を記した文化十一年（一八一四）『御船手之者勤記』（史料番号A三三）のなかに次の規定がある。

- 一、御巡見使、壱岐・対馬・五島・平戸御渡海之節、大船頭・小頭・小船頭目付・小船頭・楫取・物書・唄上・内詰・ろ口・乗組・平組・御手大工罷出、御船々え乗組申候
- 但、歩横目賄立会、并町人式人・町料理人罷出申候
- 一、右同断、満島川御渡之節、大船頭・小頭・小船頭目付・小船頭・楫取・唄上・ろ口・乗組・平組罷出申候
- 但、物書・職人御役所へ相詰申候、尤人少之節は御船場え罷出申候
- 一、小御巡見、久里川御渡之節、小頭・小船頭・ろ口・乗組・平組罷出申候

一項目は、巡見使が壱岐や対馬などを巡るとき、大船頭を始め船手の者たちは藩の船に乗り込むようにという規定。二項目は「満島（水島）川」（松浦川）を渡るときの規定。松浦川は唐津藩領を南北に貫く川で、唐津藩における物流の大動脈であった。河口の満島に番所が設けられ、ここで船改めをした。巡見使は満島から乗船して松浦川を渡り、唐津藩の城下町に入る。三項目は、「小御巡見」使が松浦川中流の「久里川」を渡るときの規定である。

この場合は、船手二番手の小頭以下の者たちが担当した。

この規定のなかで、「御巡見使」と「小御巡見」は区別されている。「御巡見使」とは小笠原・土屋・竹田のような、旗本三人一組で派遣された「諸国巡見使」のことであり、大名領・幕府領を区別なく巡り、その統治の在り方を調べるとともに、新たな將軍の威信を広めた。これと異なる「小御巡見」使については、本史料のなかに出てくる。寛政元年四月二十二日、「小巡見」使の三人が唐津藩の「久里川」を渡ったときの記事である。これに船手は関与した。

四月廿二日

一、右小巡見、久里川御渡船御用之船、左之通差遣し候

一、御鷹船壹艘

乗組 伝五右衛門

平組 十右衛門

同 伴左衛門

一、町川船五艘

浦水主拾人

小頭 松下助右衛門

小船頭 坂本宮蔵

右小御巡見使御名左之通

御勘定 田辺仁左衛門様 上下七人

御世話御公儀御役人中えも宜く被仰渡候

御紋所 開扇子八ノ字

御用人 宮寺勘右衛門殿

御挨拶御座候

支配勘定 押山甚五郎様 上下五人

此方御挨拶御座候、御太儀と計

御紋所 下りふじ

御用人 丸山嘉助殿

是ハ病氣之由

御徒士目付 川崎市三郎様 上下五人

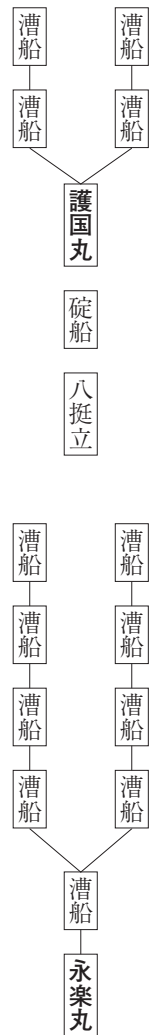
御紋所 丸ノ内二三ツ引 御太儀卜計

御用人 青山善治殿

御挨拶無之御座候

田辺・押山・川崎は、幕府財政を担当する勘定所の役人である勘定・支配勘定・徒目付の職にあり、三人一組で幕府領のみを廻る「国々御料所村々巡見」使だった。彼らは旗本でなく、多く御家人であり、従者も少なく、計二人の「小御巡見」使だったのである。当初は関東から畿内にかけての徳川氏の勢力範囲のみであったが、しだいに整備され、延享二（一七四五）年から、將軍の代替りごとに「諸国巡見使」と前後して全国の幕府領へ派遣されるようになった。<sup>12)</sup>

本史料は役所の記録を写したものであり、内容としては、巡見使を迎えるための準備が中心となっている。巡見使を乗せて玄界灘の島々を巡った記事はそれほど多くなく、後半に少しあるくらいである。ただし、唐津藩の船手役所がどのような準備をして、どのようにに船の行列を組んで玄界灘を渡ったのか、本史料で初めて明らかにできた。唐津藩主水野氏が所有する六〇挺立の「永楽丸」に巡見使正使の小笠原は乗り、佐賀藩主鍋島氏が提供する「大宮丸」（六二挺立）に副使の土屋、同じく「龍王丸」（六二挺立）に目付の竹田が乗船した。これらは一隻のみで航行するのでなく、それぞれに隊列を組んでいた。『御巡見御用諸事誌』にある唐津藩提供の「永楽丸」の隊列の一部を示す。先頭は唐津藩の役人たちが乗る「護国丸」、これは四隻の漕船に引かれ、続いて「碇船」と「八挺立」の付船が続く、そして巡見使の小笠原が乗る「永楽丸」が九隻の漕船に引かれて続いた。漕船には注記があり、「鯨船」と書かれている。当時、玄界灘の各地で盛んだった捕鯨の船が使われているのである。漕船一艘に六人が乗り込んでいた。鯨を追いかけるための船であるから、漕船には最適だった。船の行列は、その後にも「御風呂船 明神丸」や「荷物船 随浪丸」などが続いた。



巡見使が乗る船は、寛政元年四月十日の朝に呼子を出港し、昼過ぎには沓岐の郷ノ浦に到着した。巡見使たちは上陸し、沓岐を縦断して郷ノ浦から勝本へ移動、その間に船を勝本に廻し、十二日の夕方には対馬に到着した。これらの記事は、随行した船手の者たちからの手紙が船手役所に届いたので書き留められた。その後の記事はほとんどなく、四月二十二日に幕府領のみを巡見する「小御巡見」使が松浦川中流の「久里川」を渡ったこと、最後は五月八日に無事に帰ってきたという記事で終わっている。

玄界灘の巡見は、沓岐（平戸藩）↓対馬（対馬藩）↓五島（五島藩）↓平戸（平戸藩）の順序であり、平戸島の南にある「志自岐」（志々伎）で巡見使が上陸すると、船手の役目は終わる。

宝暦十一年【呼子出港】四月六日・【唐津帰着】五月十日  
 寛政元年【呼子出港】四月十日・【唐津帰着】五月八日

であり、寛政元年の巡見使は、前回よりも短縮された日程だった。参考のために、【図1】として宝暦十一年巡見使の玄界灘ルートを示しておく。



『御巡見御用諸事誌』には、巡見使に随行する船手の者たちへの規則が記されている。賭博や飲酒の禁止、「一切陸え上申間鋪候」の上陸禁止も命じられていた。巡見使が上陸して島々を巡見する間、船手の者たちはずっと船で待機せねばならなかったのである。退屈だったと思われる。とくに対馬の巡見は一日以上もかかった。宝暦十一年の巡見使記録では、対馬藩や五島藩の役人に勧誘されて上陸し、城下町で飲食した記事があるが、今回の史料は役所記録の写しだから、そのような記事は出てこない。

本稿の初校中に、佐賀藩の船奉行副島佐次右衛門が記した随行記録を、佐賀県立博物館（「中村文書」一六号）で見ることができた。タイトルは寛政元年『巡見使御船奉行日記』上・中・下巻。上巻は、水損が激しく開けない箇所が多いが、中・下巻は問題ない。近く史料紹介の予定と聞いた。これによって、寛政元年巡見使を乗せた佐賀藩と唐津藩の船手記録の比較が可能となり、より一層その実態が明らかになると思われる。

### 【注】

- (1) 黑板勝美編『統徳川実紀』一編、八七頁（吉川弘文館、一九七六年）
- (2) 『寛政重修諸家譜』三巻・四一―一頁、九巻・二二―二頁（統群書類従完成会、一九八〇年）
- (3) 国立公文書館蔵
- (4) 出水市教育委員会編『出水の史跡と文化財』（再改訂、二〇〇二年）
- (5) 『鹿兒島県史料』（鹿兒島県、一九七五年）
- (6) 森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記（二）―立野良道『西海道日記』五・六・七巻―」

（『西南学院大学国際文化論集』三三一―一号、二〇一七年）

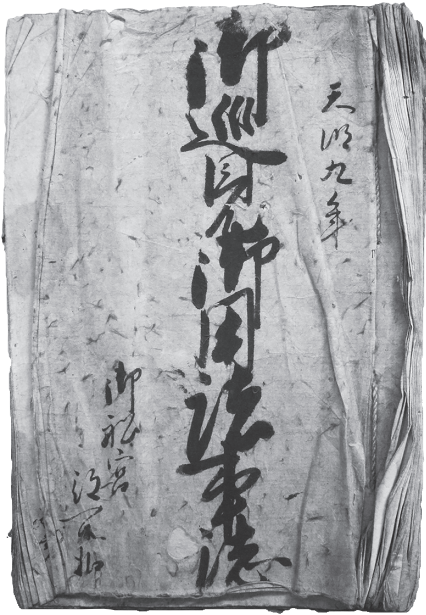


- (7) 寛政元年『御巡見様一件記 峯氏』（峯文書、唐津市相知図書館）
- (8) 黒板勝美編『続徳川実紀』一編、一一〇頁に「書院番竹田吉十郎斯近小十人頭となる」とあり、書院番から小十人のトップ「小十人頭」となっている。
- (9) 唐津藩の名古屋組大庄屋の記録には、『天明七年未六月 御巡見様御用留帳』が残っており、天明七年から準備が始まっていたことが分かる（『名古屋松尾文書』二五九号、九州大学記録史料館九州文化史資料部門）。
- (10) 「岩下家史料」A七七（名護屋城博物館）
- (11) 久野哲矢「唐津藩船手松下家関係史料について―岩下家史料 目録・解題Ⅰ―」（佐賀県立名護屋城博物館研究紀要）一五集、二〇〇九年）、久野哲矢・中村久子他「岩下家史料 文化八年通信使来聘関係出役記録」（佐賀県立名護屋城博物館研究紀要）一五集、二〇〇九年）、久野哲矢「岩下家史料 目録・解題Ⅱ」（佐賀県立名護屋城博物館研究紀要）一八集、二〇二二年）、久野哲矢「唐津藩船手職務一覧（上）」（佐賀県立名護屋城博物館研究紀要）一九集、二〇一三年）、久野哲矢「唐津藩船手職務一覧（下）」（佐賀県立名護屋城博物館研究紀要）二〇集、二〇一四年）
- (12) 小宮木代良「幕藩体制と巡見使（一）（二）」（『九州史学』七七・七八号、一九八三年）

### 【凡例】

- 解説にあたり、用字は原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。
- 「か」（より）、「め」（しめ）は原史料のとおりとした。「ホ」は「等」、「江」は「え」とした。
- 変体仮名は平仮名に改めた。

- 読点は解読者による。
- 欠字・平出はともに省略した。
- 判読できなかった文字は□とした。
- ( ) 内は解読者による注である。
- 割注の部分は、用字を見やすくするために〈 〉で示した。



【表紙】

天明九年

御巡見御用諸事誌

御船宮

役所扣

【見返し】

此帳一致書取

永樂丸

【本文】

御召

一、永樂丸 六拾挺立

上使御道具 凡

一、御具足櫃 一荷

一、御挾箱 二荷

一、御乗物 壹挺

一、御鎗 貳本

一、御立傘 壹本

一、御茶・弁当 一荷

一、両掛挾箱 一荷

一、御長持 二棹

一、合羽籠 一荷

一、柳箇 拾壹程

右之外包物等余程入候場所用意

○一、御弓 五張

大船頭 壹人

小頭 壹人

山立 貳人

梶取 貳人

唄上 四人

艫口 四人

乗組 拾貳人

平組 貳人

御手大工 壹人

浦水主四拾九人 碇船共

歩横目 壹人

御朱印戴

御朱印戴

○一、矢箱 一荷

○一、御鉄砲 五挺

○一、御長柄 拾筋

○一、飾鎗 拾本

○一、御紋付高張提灯式張

○一、同弓張 五張

賄 壹人

中間一人

総引請 町人之内心得候者

三人

御料理方 町人壹人

板ノ間働きの者

椀・御飯焚兼下男式人

御手水湯焚

浦水主壹人

御酒方・御菓子方総引請町人世話

中通料理方

町人一人

同飯焚 浦水主一人

働きの者

大一、白木三方 壹

茶一、同御大小掛 壹

茶一、御手拭掛 壹

茶一、麻御手拭 壹

大一、塗三方 壹

但、御熨斗頂戴

茶一、麻御湯衣 壹

茶一、晒木綿御湯敷壹

茶一、晒木綿御手拭壹

茶一 御衣桁 壺

一、御夜具一通・御蚊屋釣繩共

茶一、黒塗盥 壺

賄持參之品

湯次共

一、鉄行燈 二

茶一、白木御手水盥壺

錢紋

茶一、御手桶 壺

一、箱提灯 二張

茶一、御手水柄杓

一、蠟燭

茶一、御茶風炉并釜一

一、種油

茶一、御茶箆筒 一

一、鯨油

小道具共

一、遠眼鏡

多葉粉盆

茶一、御多葉粉盆 三面

一、羽箒

但、御客向台

控喜勢類 (きせり)

一、炭取

小道具共

一、同火箸

一、御客向家具類三人前

硯箱

茶一、御硯箱

一、衣桁

奉書

一、大奉書

雪隠紙

---

茶一、塗行燈	壹張	一、塗状箱
茶一、燭台	式本	一、油皿土器類
茶一、手燭	壹本	一、肴籠
茶一、御手水桶	壹	一、塗同台
茶一、手箒	壹本	一、もち
茶一、湯越		
茶一、同柄杓	大小式本	一、白木状箱
○一、毛氈	式枚	一、油紙 大小
茶一、粘板	壹	一、青繩
大一、裏付草履	三足	一、上筆
大一、御雪隠紙	式束	一、同墨
粘入		
大直紙		一、衣桁
奉書卷紙		一、大杉原
茶一、御行水盥	壹	一、美濃紙
茶一、同御湯水桶	壹	一、永仙紙
蓋共		一、往来紙

湯衣

御次通

一、炮録（たまり）

茶一、湯衣 壺

一、中下臥具

茶一、湯敷 壺

一、用心刀・脇指

茶一、手拭 木綿 式

一、看板類

茶一、多葉粉盆 一面

右之外世事道具

小道具共

塩噲之類、此内二不記

茶一、手水盥 三

茶一、手水鉢 壺

柄杓共

茶一、硯箱 壺

杉原

同卷紙

水仙紙

大一、糠

御風呂船

御風呂船

一、明神丸 式拾式挺立

小船頭 壺人



燭台	行燈	手桶	
茶一、燭台 壹本	○一、同 弓張同 貳張 茶一、鉄行燈 壹張 道具共	茶一、手桶 壹 茶一、御手水盥 壹 茶一、湯越 壹	○一、毛氈 壹枚
		茶一、御行水柄杓 大小貳本 但、御湯衣・御湯敷ハ、御本船ニ有合可用之	梶取 壹人
			浦水主 拾八人
			御風呂焚中間 壹人
			蓋共
			茶一、御湯水桶 貳
			茶一、塗御刀掛 壹
			茶一、御入湯桶 壹

蠟燭共

茶一、手燭 壹本

大一、薪

御召替

一、先箭丸 三拾挺立

小頭 壹人

○一、御弓 三張

梶取 壹人

○一、御鉄砲 三挺

浦水主 三拾式人

○一、御長柄 六筋 但九尺柄

○一、飾鎗 六本

○一、塗御刀掛 壹

○一、毛氈 壹枚

○一、塗三方 但御熨斗

御紋付

高提灯

○一、中高提灯 貳張 蠟燭共

○一、弓張提灯 貳張

○一、塗行燈

鯨油

〇一、種油

茶一、燭台

茶一、手箒

壹本

壹本

御召

一、天当

拾挺立

艀口

壹人

浦水主

拾人

〇一、居屋形

〇一、毛氈

壹枚

御紋付

〇一、中高提灯

貳張

蠟燭共

〇一、弓張提灯

貳張

〇一、鉄行燈

壹

〇一、鯨油

〇一、手箒

壹本

御召船付

一、壹番 八挺

御紋付

○一、中高張提灯 貳張 蠟燭共

同

○一、弓張同 壹張

茶一、鉄行燈 壹

○一、鯨油

先箭丸

●一、高欄付御船橋壹脚

御召天当

此三艘内二可置

御召付八挺

御上使

御家老船

一、羽翼丸 四拾六挺立

○一、御弓 五張

○一、御鉄砲 五挺

平組 壹人

浦水主 八人

小船頭 壹人

梶取 壹人

平組 壹人

羽翼丸

鉄砲

	手水鉢	刀掛	長柄
			○一、御長柄 拾筋
			○一、飾鎗 拾本
		茶一、塗刀掛 壺	
		茶一、手拭掛 壺	
		茶一、高張てうちん二張	
		茶一、弓張同 二張	
		茶一、手拭 二 麻・木綿	
		茶一、湯衣	
		茶一、湯敷 壺	
		茶一、銅盥 壺	
		湯次共	
	茶一、手水盥 壺		
	茶一、手水鉢 壺 柄杓共		
	茶一、行水盥 壺		
	茶一、手桶 壺 柄杓共		
	茶一、水越 壺		
茶一、茶風炉 土ひん 壺 茶椀共			
			浦水主 四拾九人
			碇船共
			働キ之者
			町料理人 壺人
			引受町人 貳人
			中間 壺人
			賄 壺人

硯箱

茶一、茶水桶 壺

茶一、多葉粉盆 壺面 小道具共

茶一、硯箱

杉原

永仙紙

奉書卷紙

杉原卷紙

茶一、燭台 壺本 道具共・蠟燭共

茶一、手燭 壺本

茶一、塗行燈 壺

茶一、手筭 壺本

御紋付

○一、高張提灯 式張 蠟燭共

同

○一、弓張同 式張

錢紋

○一、箱提灯 壺

護国丸	行燈	雪隠
一、護国丸 五拾挺立	茶一、行燈 二 内壺 鉄行燈	大一、雪隠草履
目付 壺人	茶一、手水鉢 壺 柄杓共	○一、種油
小頭目付兼壺人	茶一、多葉粉盆 小道具共	大一、同 半紙
小船頭 壺人	茶一、手水盥 二	一、臥具蚊屋
	茶一、木綿手拭 二	次通
	茶一、手水鉢 壺 柄杓共	
	茶一、多葉粉盆 小道具共	
	茶一、手水盥 二	
	茶一、木綿手拭 二	
	茶一、行燈 二 内壺 鉄行燈	
	○一、鯨油	
	一、中下臥具	
	大一、糠	
	茶一、粘板 壺枚 へら共	

船奉行  
醫師

船奉行 壹人

物書 壹人

醫師 貳人

内詰 壹人

右四人供廻手人計、外八入用

梶取 壹人

之節、御手加子并浪人、浦水主

山立 壹人

可用、依、供刀・脇指四通

浦水主 五拾人

供人数・看板用意之事

尤、医者兩人ハ呼子ノ乗船

弓

○一、御弓 三張

歩横目 壹人

鉄砲

○一、御鉄砲 三挺

○一、高張提灯 貳張

○一、飾鎗 拾本 ○一、弓張同 貳張

護国丸附

一、塗八挺立 平組 壹人

浦水主 八人

御紋付

○一、中高張提灯 貳張 蠟燭共



荷船

---

同	〇一、弓張同	式張		
	茶一、行燈			
	大一、鯨油			
羽翼丸附				
一、式番八挺立			平組	壹人
御紋付			浦水主	八人
〇一、中高提灯		二張		
同		蠟燭共		
〇一、弓張同		壹張		
茶一、行燈				
大一、鯨油				
荷船				
一、随波丸 拾八挺立			小船頭	壹人
			梶取	壹人

用心米

浦水主 拾八人

酒樽

一、塩噌・野菜・干物類・酒樽等諸事余計品々入

御紋付

○一、高張提灯 二張 蠟燭共

歩横目 壹人

同

賄 壹人

○一、弓張同 五張

立会 壹人

茶一、鉄行燈

中間 壹人

○一、鯨油

用意之品

用意之品々

一、白片木 拾枚程

一、包熨斗 十計

一、上水引 但、中水引供

奉書

一、奉書

一、大杉原

一、美濃紙

永仙紙

墨

提灯

火鉢

一、永仙紙

一、往来紙

一、状箱

一、差札

一、油紙

一、青繩

一、筆

一、墨

錢紋

一、箱提灯 二

一、鉄行燈

一、鯨油

一、金包・銀包

一、金銀錢用意

一、火鉢・土ひん・茶道具

一、蠟燭

一、船々総人数、家具、臥具等見計可人事

一、総而船内下働キ之者入用之節は、浦水主之内可遣事

碓船

一、碓船 五艘

御召

羽翼丸

御風呂船 付

護国丸

随波丸

御見送船

御見送船 但、波戸御崎今戻ル

一、天神丸 拾八挺立

郡奉行 壹人

供不残乘

御紋付

○一、中高張提灯 壹張 蠟燭共

同

○一、弓張 同 壹張

○一、行燈

○一、鯨油 刻限二寄、上下仕度可入事

小船頭 壹人

梶取 壹人

浦水主 拾貳人

天神丸附

一、天当 壹艘 四挺立

浦水主 四人

但、御手人之分笠・合羽数、左之通

小船頭 四人 四

梶取 六人 六

山立 三人 三

艀口 五人 四(マ)

乗組 拾貳人 二(マ)

平組 四人 四

唐津御着

一、御送船共、上使唐津御着六七日前、呼子之可被相廻事

一、八挺立式艘残置、上使此地御着一日前、馬廻式人其外小役人等并諸荷物積入、呼子之相廻候事

但、其日波高、乗船難成候ハ、空船ニ而差遣候事

変儀之節

一、呼子御逗留中、若変儀之節は、御三方様共ニ御手船并御立退之手当候間、御本船并先箭丸、兼

而其心掛いたし被置、御召移之ため、御召天当并壹番八挺、御手人乗組、風並宜敷、最寄之船宿

迄早速被相廻、其外天当式拾艘程、浦水主三四人宛為乗組、用意申付置候間、船分いたし、御三

方様御旅宿最寄之方え為漕廻、船手之者人数見計差添、世話可被為致候事

志目岐

船奉行

御乗船

御揚陸

一、同断之節、船奉行ハ御乗船場之早速被出、御召移之世話可被致事

一、同断之節、弥御本船之被為召候為案内、大庄屋内忝人差遣候事

一、同国平戸志自岐浦迄御供、目付忝人・船奉行忝人・医師忝人、其外小役人等差遣候事

一、目付・船奉行并小役人等之内も、呼子迄陸路御用無之者ハ、唐津直ニ乗船心得之事

一、歩横目忝人之外、目付附忝人被申付、諸色立会并途中御滞舟等之節万事心附、夜廻迄も右三人  
二而為相勤可被申事

一、呼子御滞留中、目付ハ岡宿可被致候、医師兩人も唐津分御供ニ而被相越、直岡宿可被致候事

一、船奉行ハ於呼子、御用宿一軒申付置候事

一、船々浦水主并漕舟之分ハ、上使呼子御着前日迄ニ、不残呼子浦揃ニ可被申付候事

一、右御着之上、目付・船奉行・医師、御旅宿之為伺可被相越事

一、御乗船日和見定候ハ、呼子詰老之被申達候上、其段可被申上候事

一、御乗船之節、医師兩人ハ、御茶屋前ニ而御目通之上、御跡分乗船之事

一、湊御掛船并御揚陸・御滞留中、目付・船奉行・医者共、窺御安否、且御用ニ付被相越候節、着  
服麻上下・十徳又ハ平服等之儀、宝曆年中土井大炊頭様節之通可被相心得候事

但、大船頭其外支配之者共、服之義も右同様之事

一、御船揚之節、御目通之儀も前格之通、可被相心得候事

但、服 前同

目付供

目付供

若党 船宮浪人

鎗 挟箱 浦水主

草履取□人

合羽駕籠

船奉行供

平組二人

鎗 挟箱 右同断

草履取□人

合羽駕籠

医師

医師貳人供

若党壹人ツ、浦水主

薬箱持入用之節ハ右同断

草履取□人

合羽駕籠

但、長刀為持可被相越場所も候ハ、持人同断

一、御家来等病用ニ而、船歟又ハ陸路え被相越候節も供同断之事

一、総水主扶持方ハ、船中并呼子浦滞舟之凡積を以、当所ニ而為相渡、呼子浦滞舟積今日数延候ハ、

其分呼子ニ而為相渡可申候、尤帰舟之節、其船々ニ分錢・米相納、早速勘定為遂可被申事

一、御三方様引船天当頭漕式艘え、御手加子壺人ツ、看板・羽織着、為乗候事

一、御船共帰舟迄船方役人呼子詰ニ不及候、船々之儀ハ、追々村役人ハ船宮え為相届可被申候事

船行列

護国丸

鯨船

永楽丸

湊出船行列左之通

但、湊広狭二より船行列差略可在事

天当四艘 老艘水主四人

漕船 | 同

漕船 | 同

護国丸

碓船

塗り  
八挺立

御召替

先箭丸

鯨船九艘 但老艘水主六人充

漕船 | 同 | 同 | 同

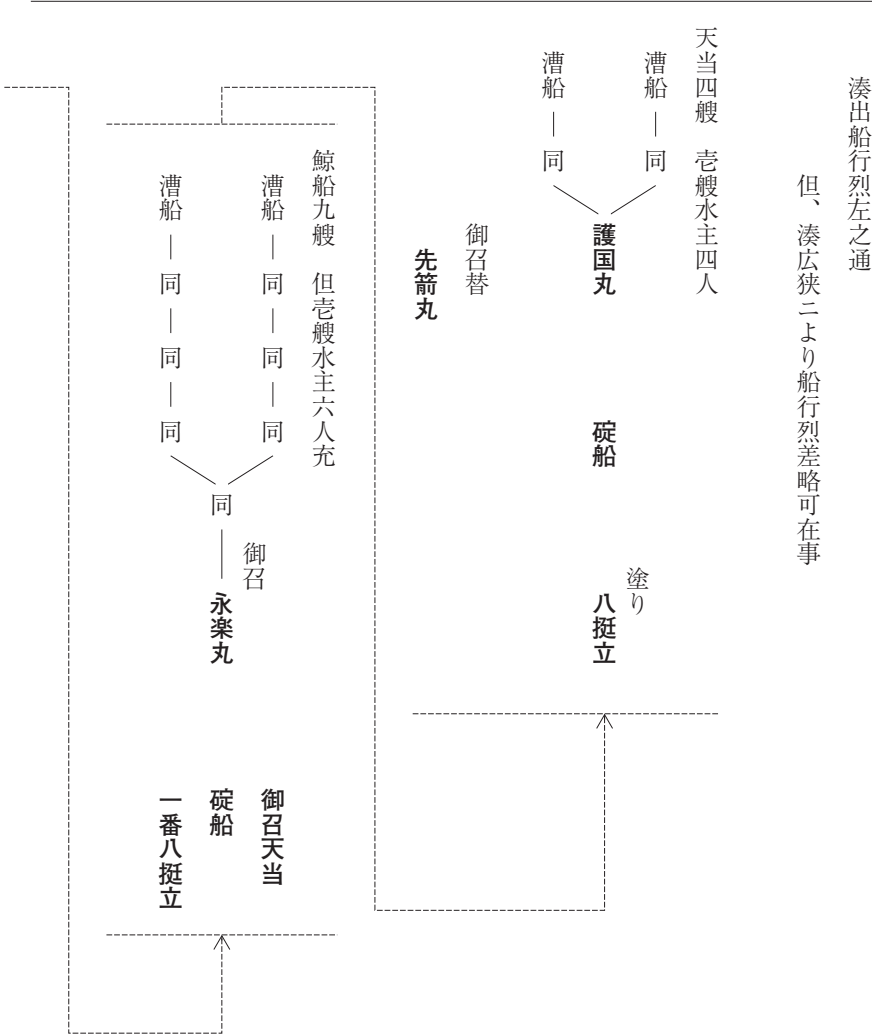
漕船 | 同 | 同 | 同

同 | 御召  
永楽丸

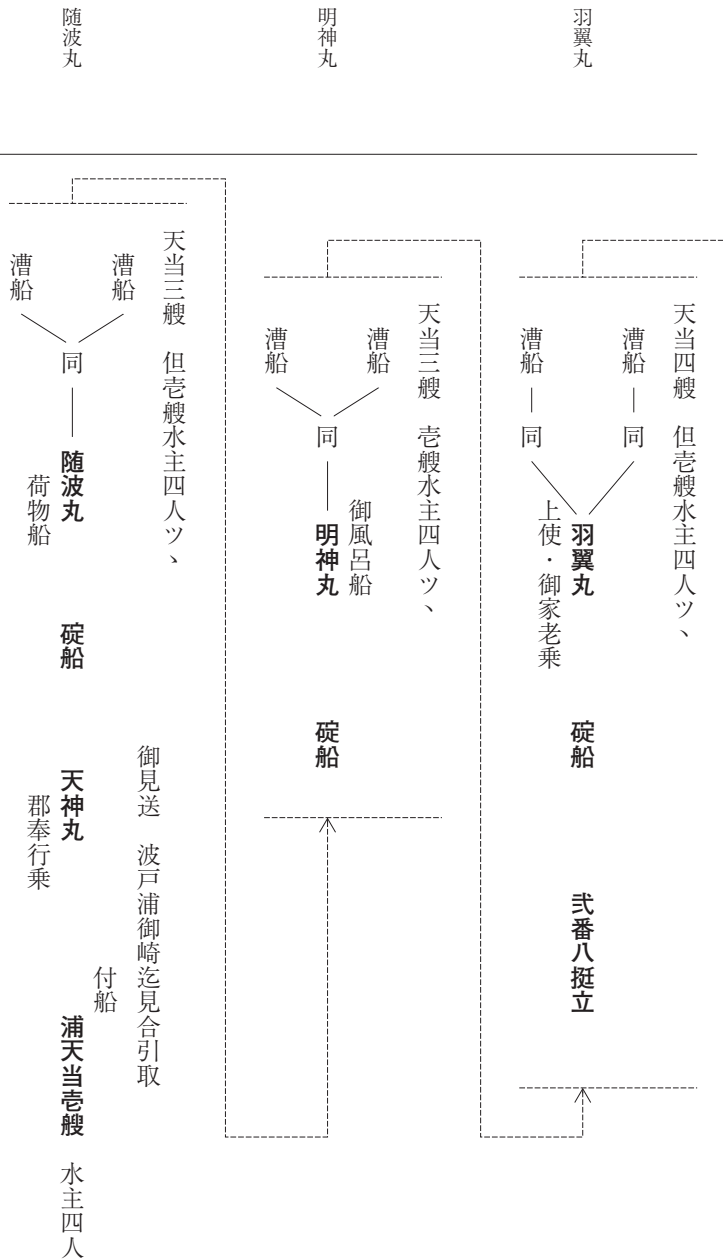
御召天当

碓船

一番八挺立







※船名はゴチックにした。また『天明七年未九月被仰出候 就御巡見諸品書附并御船行列一式 松下卓治』（史料番号 A八）を参考に、漕船との間を線で補った。また行列の順序がわかるように点線で補った。

水島（満島）  
小笠原主膳

一、水島（満島）御渡船左之通

小笠原主膳様

忝番 御鷹船飾等兼而用意之通

但、御船屋形飾置、御籠之俣御船候ハ、早速取除、其俣二而最寄御目通之方二  
差置置取、御駕籠下薄縁敷、御下乗御乗船候ハ、屋形之俣二而毛氈敷可申事

小頭 一人 自分羽織達付

一刀

表江

唄上 一人 看板

一刀

御手加子 二人 同断

土屋忠次郎

土屋忠次郎様

竹田吉十郎

竹田吉十郎様

式番

右同断

三番

右同断

但、船用意前同

右御乗船等之儀も前同断之事

家老船

御案内船

一階棚

御家老船

川船 三艘

幕等用意之通

但、組屋形

御手加子 二人 看板

一刀

表江

御手加子 一人 右同断 宛

同 二人 右同断

十一月廿七日 左之通り御書付

水島八幡前

一、水島八幡前御手廻之外、総御胴勢は御先え番所前船越為致、御手廻之者計、御乗船後同所  
御先為致船越候事

一、荷馬之分は、八幡前渡船、新堀東榭形櫛観音前、大石町通可差遣候事

一、右八幡前世話役穀取老人、自分羽織・立付、小船頭老人、服同断、可差出事

但、右場所え川船并馬船見計可出之、夜分候得は棹提灯老張ツ、八幡前之新堀東榭形え  
出之

一、同所御荷物置所、敷菰并取扱人足用意之事

水島番所

一、水島番所之幕・長柄三本・三道具・天水桶、番人小頭一人、定番三人、看板・羽織袴・棒式本、御通之節、石段下二而平伏之事

一、同所石段下、左右え飾手桶式ツ、夜分は石段上番所前え台提灯式ツ可出事

一、同所船奉行一人、麻上下、若党式人船手之者、鎗、草履取手人、鉢箱、合羽駕籠、馬口付式人可差出事

一、同所御船召場、土俵二而土場用意之事

一、御召場世話役として、小船頭一人、自分羽織・立付、御船乗組候小頭三人、自分羽織・立付、且又御召場世話兼役之事

但、夜分は棹提灯式張ツ、水島御召場、新堀御揚場え出之事

一、水島御乗船

主膳様

主膳様 え

壹番 御鷹船

船飾等兼用意之通

小頭 一人 自分羽織 立付

唄上 一人 看板 一刀

御手加子 二人 同断

忠次郎様

忠次郎様 え

吉十郎様

吉十郎様

貳番 御鷹船

船飾同断

三番

乗組候者

右同断

一、右御船三艘供ニ御下乗御乗船候ハ、上段毛氈老枚ツ、敷可申事

一、右御駕籠之俣御乗船之積を以相伺候間、御船屋形は飾置、弥御駕籠之俣御乗船之儀申来候は、早速屋形取除ケ組候而、幕打候俣、番所脇御目通ニ成り候処え、其俣片付置可申事

但、此儀前日御泊迄遣候、大町年寄ニ為何、否之儀船手役人迄之宛名ニ而、飛脚を以、水島出役船奉行迄申越候様申付候間、右書状早速披キ、弥御駕籠之俣御乗船候ハ、其手当可被申付候、尤出役船手之ものえも申付被置、右書状無間違様可被申付候、未出役前候ハ、書状船宮役所え差出候様申付候、是又其心得船手役人え可被申置候事

御案内船 一階棚 御手加子二人 看板 一刀

御宿老船 但、御用人同船之事

日除川船 三艘 幕等用意之事

協え 御手加子一人ツ、看板 一刀

同 二人ツ、同断

一、新堀西雁木、御船揚場干汐之節ハ川内水溜所え、横二間程之道板并土俵等用意之事

変儀之節

一、同所御揚場、西雁木え穀取忝人、小船頭忝人、自分羽織、立付、可出事

但、干潟之時は、川内道板・土俵等置場之世話、右之ものとも并庄屋等心付、穀取・船手役人は御船着場えも出張、世話可致事

一、同所え大船頭忝人、羽織、立付、合羽持忝人可出事

但、荷物取揚場所敷菰、水島之道、用意之事

一、西雁木東之方、御駕籠立場用意之事

一、変儀之節、水島番所番所台提灯忝、札之辻番所前台提灯二并御渡舟場え高張可出事

一、火事方角二寄、御召船并御供舟等御乗船可成土場迄早速廻し、船手役人等兼而用意可指出事

但、当所御休候へハ、変儀之節ハ直ニ呼子へ御発足之手当ニいたし、御泊之節之不及心掛候事

呼子御旅宿

一、呼子御旅宿之目付・船奉行麻上下、医者十徳為窺御安否相越、御用人え逢、今度船中御供仕候、先達而御用も御座候ハ、可被仰聞旨可申述事

但、此供若党、平組式人・船宮浪人式人、鎗・鉄箱、浦水主之内ニ而可用、草履取手人、医者供若党、浦水主忝人ツ、草履取手人之事

一、御宿之上御使者呼子詰吟味役、麻上下、若党式人、鎗・挟箱草履取手人、合羽籠差遣候事

但、此若党御船ニ乗組居候船宮浪人之内式人、呼子御逗留中右吟味役え貸置候事

一、変儀之節は、廻置候船え御立退之事

目付・船奉行

但、御船割等船手一式之事ハ別帳ニ在  
一、同断之節、郡奉行老入御立退場御案内、目付老入御跡ニ付、此兩人ハ御乗船土場迄可相越事  
一、同断之節、手当として天当式拾艘程、水主三四人宛為乗組、御旅宿最寄之方、え早速漕寄させ、  
船方任差図可申付事

一、目付・船奉行・医者兩人、主膳様御旅宿え折節相越、窺御安否可申事

但、佐賀船奉行等、若主膳様御安否も相窺候事ニ候ハ、御三方様同様ニ被相勤可然事

一、御逗留中、目付・医者ハ呼子旅宿え可罷在、船奉行ハ乗船之俣罷在、他所役人掛合等も前々之  
ことく船二而可被申談、尤御用宿も一軒申付置候事

唐津御旅宿

一、唐津御旅宿左之通

小笠原主膳様御宿

刀町 米屋又吉

脇亭主

刀町

右下宿

刀町 新右衛門

土屋中次郎様御宿

刀町 菊屋治助

脇亭主

右下宿

同町 郡治

竹田吉十郎様

同 菊屋治助掛持

呼子

御茶屋

右下宿

同町

吉右衛門

脇亭主

亭主

一、御用宿

同町

勝木定兵衛

但、御三方様御使者有之候へ、此処之取次、為挨拶馬廻二人、羽織袴、案内、御旗之者一人  
看板・羽織

一、呼子御三人様御旅宿左之通

小笠原主膳様御宿

御茶屋

亭主

保利忠次右衛門

脇亭主

佐々木九十郎

庄屋 壱人

右下宿

甚次郎

土屋忠次郎様御宿

亭主

桜井又右衛門

脇亭主

庄屋二人

右下宿

源六



竹田吉十郎様御宿

亭主 坂口五次兵衛

脇亭主 庄屋二人

右下宿

文次郎

料理数

一、唐津・呼子御料理数一汁一菜、上中下同様、御菜、御焼物、煮染、大平皿盛受、御香ノ物三色程、皿貝しきの内其時々之見計、外二御湯次・御水次・御煎茶差出、此外御酒・御取肴類ハ一切不差出、然レ共万一御好之節、早速間合候様両品共用意致置、尤菓子も同様可心得事

一、中下、焼物、煮染之類御上通分品省略、香ノ物共右二准、且酒・肴・菓子類も右同様可心得事  
但、御渡海船中も同様之心得可在事

一、御巡見様方御名二指合候者并御紋ハ、出役并御本陣詰之者共計為憚候事

御人数

一、小笠原主膳様・土屋忠次郎様、御人数四十人宛、竹田吉十郎様御人数貳拾七人之事

一、呼子出役之馬廻貳人、彼地詰小役人等、陸地御用無之者、且諸道具共、上使御着前日船二而彼

地迄差遣候事

但、呼子廻船之内、八挺立式艘置、右船二乗船之積り、万一風波之節ハ人数等陸通遣、空船

二而廻候事

一、御高札前え老耆人、麻上下、同向側え郡奉行耆人、浜番所向之方え目付一人、番代土場側え船奉行耆人、同脇御茶屋下箱番所脇え用心廻馬廻貳人、浜番所脇土場側え代官耆人出候事

小笠原

一、御巡見御方様左之通

御使番

本郷御弓町 貳千石 御紋所三かいひし 五三ノ桐

小笠原主膳様 御用人 中西園左衛門

鳥山直左衛門

御道具 黒夕、キ



御小姓組御番頭

松平内蔵允様御組 糶町三軒家 二千七拾石 御紋所三ツ石 御替紋無シ

土屋忠次郎様 御用人 関口清左衛門

渡辺伝左衛門

辻栄左衛門

土屋

武田  
(竹田)

御道具 黒夕、キ



御書院御番頭

島津式部少輔様御組 浜町とらか堀 八百石 御紋所十六葉菊 三五ノ桐

竹田吉十郎様 御用人 大関助市

小島多仲

御道具 栗イロ夕、キ



多葉粉盆

一、御送船帰帆之上、於江戸御用番様へ御届有之事故、早速江戸表へ可申遣事  
 一、御三方様御出船相濟、波戸御見送船帰候上、老并其外出役之輩小役人等、且諸荷物共陸地御用  
 無之者は、追々船二而水ノ門迄差戻候之事

但、自分願又ハ船等指支候節は、其時之指略可在事

一、上ノ分宿々茶・多葉粉盆、見計可出事

一、中下ハさゆ可出事、多葉粉盆ハ拾人ニ忝ツ位心得二而可出事

但、茶給度者ハ茶代自分ニ払可申事

一、酒・菓子為馳走とハ一切出間敷候、若求度由申候ハ、代錢請取求遣可申事

一、多葉粉・草履・わらし代錢、直払ニ為貫可申事

一、かさつ非分申掛ケ、ねたりかましき義有之候ハ、中下無差別、姓名承糺置、役人え可申聞

候事

わらし代錢

井上助右衛門

堺彦左衛門

え

一汁一菜

表向・内分

御巡見御方様御休泊旅籠之義、木錢二而一汁一菜二急度可申付旨御沙汰ニ付、船中迎も同様之心得  
 ヲ以為取計候事ニ候、右故表向は町人共ニ為取計、内分ハ役人とも為心付候事ニ候間、其心得可有  
 之候、尤引受致世話候町人、御本船え塩屋町市助・京町十兵衛、御家老船え魚屋町平助・呼子村久

料理人

兵衛差遣、両船え料理人も差遣候事二候

平戸志自岐

一、呼子浦御出船後御廻順浦々、宝曆十一年之通、左之趣御巡見使え申上候付、為心得申達置候

壹州郷ノ浦（前山大島）同国勝本浦、対州府中、又郷ノ浦迄御帰船、夫（前山大島）平戸小豆大島・同池ノ内、五

島・宇久島・同若松・同奈流（前山大島）・同虎府（前山大島）・同鯛ノ浦、大村平島、平戸志自岐浦え御着船之事

右は先格申上置候故、極而此通御廻順と申儀は無之、其節之順風、且御好ミ随ひ候而之指略も可有

之事二候得は、其時二至り各相談、船手之者共存念被相尋勘弁可有之候

十二月

別紙

大船頭

御巡見出役之節、大船頭着服、紬秩父之類不苦候、以下ハ綿服之事

十二月廿八日

一、左之通申渡候様、渋谷作太夫え被仰付、則役所二而申渡ス

護国丸 御手大工 浦田鉄治

対州行

対州行大目付 井上助右衛門殿供

惣兵衛倅 利八

満左衛門倅 休五郎

呼子詰

呼子詰吟味役 森川丹下殿供

佐大夫倅 庄兵衛

伝右衛門倅 政五郎

此四人浦水主雇ニ而借兼申候

漕船宰領 清兵衛倅 伊兵衛

喜三藏倅 仲二郎

茂兵衛倅 良助

宇左衛門倅 十藏

源大夫倅 源次

新六倅 新七

ノ

以前差出ス 浦々島々瀬方え 御印之数二十

呼子浦 弁財天落

いかりセ 一ヶ所

加部島 もまき瀬 一ヶ所

といし瀬 一ヶ所

但、供隠し

加部島

馬渡島  
加唐島

名古屋浦

長岩ト申所さ、い瀬 一ヶ所  
但、右同所

メ三ヶ所

名古屋浦 下碇瀬 一ヶ所

但、供隠

メ

波戸浦 御堀門上瀬 一ヶ所

但、供隠シ

満所瀬 一ヶ所

但、同所そね有

五島瀬 一ヶ所

是ハ下方そね出ル

免瀬 一ヶ所

中瀬 一ヶ所

メ五ヶ所

加唐島 くため瀬 一ヶ所

馬渡島 いかつち瀬 一ヶ所

外津浦

外津浦

いかひ瀬 一ヶ所

是ハ波戸御崎方

えほし瀬 一ヶ所

赤瀬 一ヶ所

くひ瀬 一ヶ所

かき瀬 一ヶ所

くしそね瀬一ヶ所

わくすの瀬一ヶ所

是ハ仮屋浦沖

ノ七ヶ所

仮屋浦

ひら瀬 一ヶ所

但、供隠

折瀬 一ヶ所

右同段

ノ二ヶ所

仮屋浦



郷ノ浦	府中	勝本	郷ノ浦	繫場所
				御船々繫場所覚
				呼子 御出船
			壱州 郷ノ浦 十三り	
			御巡見陸路勝本浦迄	
			御着船 一日	
			御着座 一日	
		同 勝本浦 五り		
		御乗船 一日		
		御出船 一日		
	対州 府中 四十八り			
	御着船			
	御巡見場所 十二日			
	御乗船 一日			
	御出船 一日			
壱州 郷ノ浦 五十三り				
御着船 御揚陸無シ				
御出船 一日				

池ノ浦

平戸 アツチ大島 十三り

同 池ノ浦 八り

御着船 御揚陸無シ

御出船 一日

宇久島

五島 宇久島 八里

御着船 御揚陸無シ

御出船 一日

若松

同 若松 十四里

御着船 御揚陸御巡見

御出船 一日

奈流

同 奈流 十一り

同 東楽（戸楽） 三り

御着船

御巡見場所 日数三日

御乗船 一日 御出船

鯛浦

同 鯛浦 十一り

御着船 御揚陸無シ

志目岐

御出船 一日

大村 平島 四り  
平戸 十り

志目岐浦え御着船、御揚陸、是令御舟々引取申候

右之通、大概御船繫場所御座候、風相并波相二より何レ之湊へも繫申候、已上

（天明七年）未八月

（寛政元年）酉正月廿四日

左之通、御条目被成御渡、以前銘々え申渡置候様被仰付候

覚

一、先年被仰出候船中一式御条目之儀、堅相守可申事

一、御船行列、混雑無之様可仕候、出し船・走船とも二御本船を見合、進退可仕候、御諸船格別さ

かり候ハ、御本船にて乗方見計過不及無之様可仕候事

一、山立・舵取者、大切之役儀二候間、諸事入念相勤、日和相談、帆揚ケ下ケとも二我意を不立、

相談可仕候事

一、上使御荷物請取・船積・渡方等之義、山立兩人并梶取兩人二而入念支配可仕候、尤大船頭・小

頭立会可申候事

御荷物

山立

船行列

御条目

船唄

一、御本船御屋形廻り、其外此方より積入候諸道具は、歌上四人立会請取候而、粗末無之様支配可  
仕事

但、上使御道具之義は、無差図候ハ、取扱申間敷候、異変之節は制外たるへき事

一、御船御乗船被成候は、常香艫ニ当候歌上之者、常香刻限相違無之様入念、夜中火之元等心を付  
可申候事

一、船唄は勿論之義、乗組之者引廻候義、唄上四人心を付、不作法無之様可仕候事

一、御船、乗走・取繋等之義、山立役より可致差図候事

一、舫両人之平組、御船出し走之節、浦人共不働無之様無油断心付、艫火之元之儀粗末無之様、浦  
人共え堅可申付候、尤御用之品出入等、入念取扱等可申候事

一、乗組之内、兩人宛毎夜半夜代り不寝番、火之元改可申候事

但、御供船之内も乗組候船手役人心を付、火之元之儀等粗末無之様、浦人供え可申付候事  
一、御入津之節、先着之船は御本船繋場見合、無構所え船繋可仕候事

一、天満無之船は、大船をしたひ繋可申候、風波之節、大船今天満を遣し錨入替等合力、其外用事  
有之候ハ、可承候事

一、狭湊合御出船之節、御供船我かち出船いたし候ハ、御船々当合、混雜可致候間、湊口之船合  
段々繰出し、御本船相待候而見合、漕走可仕候事

但、他之御船々ニ当合不申候様別而心付、浦人共えも兼而其旨堅く可申付置候事

一、出し船之節、御召天当并八挺立は、御本船付添乗可申候、走船と相見候ハ、御本船ハ差図可有之候間、御召天当并八挺立壹艘は相残、其外は八挺立諸船ニ不構、先達而早速御用ニ相立候様相心得可申候事

但、相残候八挺立之儀ハ、兼而順番ニ定置可申候

一、走船之節、湊入夜分ニ相成候ハ、船合図御本船ハ式ツ揚、御供船は壹ツ宛、揚火を合可申候事

一、御本船之御屋形え御揚り被成候節ハ、御立傘なかつみ合せかひニ飾置候間、諸船ハ心を付、無礼無之様可仕候事

出會  
一、他所役人と出會之節、龜相成候儀無之様相慎、他所人え対し差図ケ間鋪儀は勿論、過言体無之様、日和見等之節も我意を不立、念入遂相談、無用之雑談決而無之様相心得可申候事

口論  
一、諸船共ニ口論ケ間鋪儀相互ニ慎、若シ堪忍難成儀は有之候ハ、其頭分之者え可申立候、其節相糺可申候事

諸勝負  
一、諸勝負大小ニよらず一切停止申候事

酒  
一、酒給候儀可為無用候、若上使より被下候節は、別段之事候得とも、是以給過不申候様兼而其心得可申候、不慎ニ而彼是過言ケ間鋪義於有之は、急度咎メ申付候事

一、御本船は勿論、諸船乗組候浦人等、一切陸之上申間鋪候、万一御滞留数日ニおよひ候歟、又は不叶子細も有之時は、勘弁可有之候、尤浦人陸上之節は、銘々所書并名前を認候腰札拵置、其度々

多葉粉

雑談

長髪

拍子木

雨松明

二相渡、帰之時刻も其役々え相届、腰札相納可申候、勿論毎夜諸船之頭之者、相渡候札数も急度改、書留置可申候事

但、船々え水汲候時は、役手之者付随居為働可申候事

一、多葉粉給候儀、其所二而給、くわへきせるニして立歩行候儀、堅仕間舗候事

一、御本船に乗組候船手之者ハ、別而万事ニ心付、雑談・高囉等不仕、随分もの静ニ可仕候事

但、御家老船も、諸事御本船之通相心得可申候事

一、今度御用に付相越候者とも、浦人ニ至迄、御本船并御家老船に乗組候ものハ、長髪・乱鬢体決

而不仕、浦人さしこ体見苦敷品は、上二着用致間敷候、其外諸船共、長髪・乱鬢無之様毎朝相嗜、

互ニ気を付合可申候事

一、上使御乗上被成候節、御召天当分拍子木五ツ打可申候、其節諸船之ものとも下居相慎可申候事

一、万一諸船之内、不慮之儀出来候ハ、其船分早拍子木打、夜分ニ候ハ、拍子木乍打、兼而用意

之船合図可申候、諸船相互ニ心を合、不依何事合力之心得可有之候

一、風雨之節のため、雨松明渡置候間、兼而船々え渡置、其節相用可申候事

右之條々堅相守、違背無之様相慎可申者也

(寛政元年) 西正月

永楽丸  
大船頭

左之通、役々勤方書付差出

永楽丸 大船頭

一、日々日和見分罷出申候

一、御乗船之節、御荷物受取之節立会申候

一、御乗船御揚之節、先箭丸え罷出申候

一、御旅宿え伺御機嫌罷出申候

一、佐賀御召船え御出之節、先箭丸分御供仕候

一、平戸志自岐浦二而恐悦罷出申候

一、所々役人え懸合罷出申候

一、日和乞之節、宮毎二罷出申候

一、御船中二而伺御機嫌申候

小頭

同船 小頭

一、日々日和見分罷出申候

尤御滞船之節ハ罷出不申候

一、御乗船御上之節、御荷物受払立会仕候

一、御乗船御揚之節、御船場罷出申候

一、御旅宿御勝手之伺御機嫌罷出申候

一、御船中ニ而御使者并御使之節、御取次迄申達候

一、所々役人之懸合罷出申候

一、平戸志自岐浦御揚之節、先箭丸分御供仕申候

一、同所ニ而恐悦申上候

小船頭

山立・小船頭

一、日々日和見分ニ忝人ツ、罷出申候

一、御乗船御揚之節、忝人宛御荷物受払之罷出申候

一、湊々出入之節、綱・碇上ケ下差図仕申候

一、浦水主支配仕申候

一、日和乞之節、御宮每忝人ツ、罷出申候

梶取

同船 梶取

一、日々日和見分之節、忝人宛罷出申候

一、御乗船・御上之節、忝人ツ、御荷物請払罷出申候

一、日和乞之節、忝人宛罷出申候

一、天満水主支配仕申候



唄上

唄上

艀口

艀口四人

乗組

乗組

- 一、御乗船・御上之節、先箭丸乗組申候
- 一、御屋形廻り掃除、御道具見予申候
- 一、常香盤、昼夜刻限改申候
- 一、御船内、夜中火之元見廻申候
- 一、貝・太鼓役相勤申候
- 一、御裏紙世話仕申候
- 一、乗組共引廻申候

- 一、艀廻り并綱・碇上ケ入仕申候
  - 一、御乗船御上之節、先箭丸え忒人ツ、乗組申候
  - 一、押船之節、艀立仕申候、并走船之節、梶替相勤申候
- 乗組
- 一、御乗船御揚之節、先箭丸え乗組申候
  - 一、御船御節等相勤申候

平組

- 一、御幕挙ケ下ケ、四人ニ而相勤申候
- 一、乗走之節、帆前え四人ツ、相詰申候
- 一、綱・碇揚ケ入之節、天満え式人乗申候
- 一、諸御用使相勤申候
- 一、御乗船之節、毎夜兩人宛半夜代り不寢番、火之元相勤申候

艀支配 平組式人

- 一、御船押走之節、浦水主不働不仕候様、申付申候
- 一、御用之品々出入之節、龜抹不仕候様相勤申候

御手大工

御手大工

- 一、御船中御用相勤申候

護国丸

護国丸 小頭

- 一、日々、日和見分罷出申候
- 一、御乗船御揚之節、御荷物請拵立会申候
- 一、佐賀御召船え御出有之候節は、先箭丸令御供仕申候

山立	物書	内詰
一、御乗船御揚之節、御船場え罷出申候		
一、御旅宿御勝手迄伺御機嫌罷出申候		
一、所々役人え懸合罷出申候		
一、日和乞之節、宮毎ニ罷出申候		
一、平戸志自岐浦ニ而恐悦罷出申候		
同船 小船頭		
梶取		
山立		
一、御船乗走之節、諸事相勤申候		
	物書	
		一、諸御用認物相勤申候
		一、他所御懸合之節、料紙・硯為持罷出申候
		内詰
		一、御用取継仕申候
		一、御勝手向相勤申候

供式人

- 一、御用取繼并御使相勤申候
- 一、御客之節、給仕申候

先箭丸

先箭丸 小頭

- 一、日々日和見分罷出申候
- 一、日和乞之節、宮毎二罷出申候
- 一、御旅宿御勝手迄、伺御機嫌罷出申候
- 一、平戸志自岐浦二而恐悦罷出申候

梶取

- 一、御船乗走之節、諸事相勤申候

羽翼丸

羽翼丸 小船頭

梶取

山立

- 一、御乗船・御揚之節、御荷物請扨仕候
- 一、御船乗走諸事相勤申候

明神丸

右小船頭

一、御乗衆、御乗船御揚之節、八挺立分御船場之罷出申候

明神丸 小船頭

梶取

一、御風呂御屋形、諸事相勤申候

一、御船乗走之節、諸事相勤申候

随波丸

随波丸 小船頭

梶取

一、御荷物積入諸事相勤申候

一、御船乗走諸事相勤申候

天当

御召天当 船頭

一、御乗船・御揚之節、御先乗仕候

一、御乗船・御揚之節、諸御船々作法能仕候様拍子木打申候

御召船付八挺立 船頭

- 一、日和見分之節、役人為乗罷出申候
- 一、御乗船・御揚之節、御胴勢(x)乗せ申候
- 一、御上使様御使之衆乗せ申候
- 一、夜中廻り相勤申候
- 一、御乗船・御揚之節、御医師乗せ申候
- 一、諸御用向相勤申候

羽翼丸八挺立 船頭

- 一、御乗船・御揚之節、御乗衆乗せ申候
- 一、日和見見分之節、役人乗せ申候
- 一、飛船相勤申候
- 一、諸事御本船付八挺立之通、相勤申候

護国丸付八挺立 船頭

- 一、諸御用相勤申候

✕

衣服着用

大船頭

衣服着用之覚

大船頭

一、御乗船・御揚之節、上下着用

一、御乗船之間、袴・羽織着用

一、日和見分之節、右同断

一、御勝手迄伺御機嫌之節、右同断

一、所々役人懸合之節、右同断

一、日和乞之節、上下着用

一、平戸志自岐浦二而恐悦申上候節、右同断

小頭

小頭

一、御乗船・御揚之節、袴・羽織着用

一、御乗船之間、右同断

一、日和見分之節、右同断

一、御勝手迄伺御機嫌之節、右同断

一、所々役人懸合之節、右同断

一、日和乞之節、上下着用

小頭

梶取

- 一、平戸志自岐浦ニ而先箭丸より御揚之節、右同断
- 一、同所ニ而恐悦申上候節、右同断

護国丸付 小頭

- 一、御乗船・御揚之節、袴・羽織着用
- 一、日和見分之節、右同断
- 一、所々役人懸合之節、右同断
- 一、平戸志自岐浦ニ而恐悦申上候節、上下着用
- 一、日和乞之節、右同断

先箭丸付 小頭

- 一、諸事右同断
- 一、御船中ニ而船頭・梶取立付着用

御本船付 山立・小船頭

梶取

- 一、日和見分罷出候節、袴・羽織着用



小船頭

一、御乗船・御揚之節、御荷物請払之節、右同断

一、御船中ニ而立付着用

一、日和乞之節、上下着用

羽翼丸 小船頭

一、御荷物請払之節、袴・羽織着用

一、御乗船・御揚之節、右同断

一、御船中ニ而立付着用

同船 梶取

一御船中ニ而立付着用

明神丸・随波丸 小船頭

一、御船中ニ而立付着用

一、御風呂御用之節は、明神丸船頭、袴・羽織着用

御風呂

ノ

御船揃

三月二日 御船揃御見分被仰付候、四ツ半時頃、諸船共二飾相濟、九ツ時過、殿様被為召、御老中不残御吟味、森川丹下殿、御目付井上助右衛門殿、御奉行御両所、歩横目八島中右衛門、浦壁四郎兵衛、賄数田太源次、岩月清治、御本船乗組

御船々

永楽丸

永楽丸 湯浅十郎左衛門・松下助右衛門・洪谷惣兵衛・阿賀伝右衛門・辻権太夫・林喜三兵衛・唄上四人・艀口乗組拾貳人・艀役壹人

羽翼丸

羽翼丸 梯村清兵衛・田中茂兵衛・平山立壹人

先箭丸 藤田只助・太田熊右衛門

明神丸 森中卯兵衛・梶取壹人

洪谷作太夫煩故代、藤田兵吾同断

護国丸 原田郡太夫・吉浦喜兵衛・河口斧八・小島伊与助・梶取山立貳人

御召天当 船頭壹人

壹番八挺 同断

貳番同 同断

塗 同 同断

对州行

右、对州行面々不残乗組、御召移之節は、原田郡太夫ハ御召天当え乗申候、其外役人非番内山和右衛門・内山与茂助致出役候、御船々え御雇子共、浦水主交り四五人も乗申候

左之通り、御書付御渡被成候

目付 え

呼子

御巡見使呼子御逗留中、上中下仕度之儀、左之通可被相心得候

焚出所

一、焚出所

式ヶ所

上中下共壺人前

朝 式合五勺

昼 同断

夕 式合

上中 菜 有合野菜・魚物一種

但、下ハ香物計

汁 中味噌 上中下同

郡奉行

郡奉行 壺人

目付 壺人 此分宿ヶ仕出

馬廻 式人 一汁一菜 酒なし

医者 式人 但、一日百式拾文旅籠

代官 壺人

中尾甚六

但、家老并吟味役ハ、中尾甚六方ニ而右同断之心得申付候

一、中下、朝昼夕共焚出所え相越、可致仕度候、尤仕度所ニ軒二分、中下別宿ニ申付候間、右宿之儀は、吟味役より可申達事

但、用向ニ而難相越者有之時は、村夫ニ為運、濟次第差返候事

一、上之分、宿々茶・多葉粉盆見計出候様申付候事

一、中下ハ白湯為出、多葉粉盆も拾人ニ沓ツ位之心得ニ而出候様申付候事

但、茶給度者ハ、茶代自分ニ払可申事

一、上通臥具持參可在事

但、是ハ船ニ而廻可遣事

一、中之分夜具・ふとん沓ツ宛出候様申付候事

一、下々之分もふとん同様申付候事

一、酒・菓子為馳走一切受申間敷候、若飲食類求度品も候ハ、何ニ不限、代錢請取求遣候様申付候間、輕輩并下々迄も心得違無之様、兼而可被申付候事

一、煙草・草履・草鞋求候ハ、代錢直払為売候間、兼而この旨可被申付候事

一、御用之外、自分用として出候儀、決而不相成事ニ候、万一無抛詛有之候ハ、輕輩ハ其支配、下人ハ其主人之申断、承届候上、用事相弁、直ニ立婦、其旨又相届候様可被申付候事

但、主用ニ而家頼差出候とも右同断之事

ふとん

禁酒

無礼

一、輕輩・下人ニ至迄も、禁酒之心得可有之候、尤声高之嘶合等も致遠慮候様被申付、尚又相互、右体之節ハ制候様可被申付候事

一、御巡見使御三方様之儀は勿論、御人数出役之批判等一切為申聞敷事

一、右御三方様、对御家来・輕輩・下人ニ候迄も、無礼之体無之様相慎、たとへ先方分非分申掛候とも、少も口出・手出不致、穩便ニ其座を濟し、後而其旨支配又ハ主人え可申聞候、若於其場、致彼是申通候事有之候得は、理分之儀たりとも、其申分難立候間、兼而此旨可被申付候事

一、輕輩ハ勿論、下々ニ至候迄も忍ひ候而出歩行候体か、又ハ御用之筋ニ而出候迎も、紛敷相見へ候者ハ、其姓名并下人ハ主人之名前為相尋候間、明白ニ可申聞候、若色々ニ申偽、難心得者共ハ、其旅籠え連越、支度又ハ主人え其趣申達候間、廻り役人ともえ申聞候間、其旨輕輩・下人えも可被申付候事

一、下人之内、万一旅人ニ紛、殿ノ浦辺へ相越候者於有之而ハ、たとへ程過候而相知候迎も、急度相札、申付方有之候間、此儀も兼而可被申付候事

一、総而かさつ非分申掛、ねたりケ間敷儀申者於有之ハ、中下無差別、姓名承記置、役人共え可申出旨、村中え申付置候間、心得違無之様可被申付候事

右之趣、呼子出役之輩并支配有之分ハ、不洩様可被相達候

目付 え

呼子出役之輩并輕輩・小者二至迄も、為御馳走罷出候者共、御三使様呼子浦御出船相濟候上も、及沙汰候迄ハ旅宿二控、御滞留中同様二相心得、三御旅宿ハ勿論、御用人会所二至迄、少も不取崩相守可申候事

一、立払申渡候上、歩立之者共ハ勝手次第陸路立戻り、人足等相懸り候分ハ船二而水ノ門、船入門之内え差遣事、尤其節船差支候義も有之候ハ、可及差略候、乗船之節船割可申付候間、混雜無之様兼而被相心得、支配下人迄も可被申付置候、且御用之外、陸路被相越度族も候ハ、其節可被申聞候

但、風波等二而船中難成節ハ、陸路遣事候

一、御用之諸荷物、其外自分荷物共二人足持之分ハ、成たけ差残し、天神丸二積入差越候心得可在之事

右之趣、呼子詰、且支配有之輩え可被申達置候

二月

目付 え

呼子村出役之輩、自分用事二而外出被致候之儀ハ遠慮可在之候、御巡檢使御用之外、役用二而罷出候節、給人以上ハ裏付并繼上下着用、若党・草履取召連可被申候、尤医者も家頼同様之事

小笠原主膳  
人数

小笠原主膳様

総御人数 四拾人程

但、御機嫌伺・御用伺ハ勿論、御三使様御用向ニ而罷出候時ハ、総而麻上下、医者八十徳着用、供廻ハ其節々之差略可在之候  
一、同所は場狭之事故、総而牽馬不遣事ニ候  
右之趣可被相達候

二月

目付 え

呼子出役之面々、旅宿え名札出置、郡奉行ハ幕打、夜分ハ門提灯も差出、御通之節ハ宿札并幕引候様可被申達候、尤名札銘々相渡事候、郡奉行組并郷組之外ハ、小役之者共と申名札、其支配々々え相渡候間、一宿之人数難相分候ハ、役名之脇に名面記置候様可被申達候

但、御用宿、御幕・懸札とも二引候ニ不及

二月

井上助右衛門

え

堺彦左衛門

小笠原主膳様

御用人 両三人程内

給人 両三人

近習番 両三人

中小姓 三四人

徒 四五人

足輕 六七人

中間 拾六七人

一、乘懸 七八疋程

是二而船積荷物考させ可被申候

一、駄荷 四五疋

一、御長柄 式棹

御道具 式本 御具足櫃

陸尺 茶・弁当兩懸

合羽籠 竹馬 供駕籠

一、御合印 菱つなき小之字つくし

一、御荷印 五三桐

一 足輕・中間法被



土屋忠次郎  
人数

土屋忠次郎様

足輕紋所 桐古文字

中間 花色紋所

惣御人数 四拾人程

御用人 未知

給人 式三人程

近習 式三人程

中小姓 四五人程

徒士 四五人程

刀指 七八人程

一、御道具 式本

一、合印 子持筋

一、荷印 石ノ字古文字

一、乗懸 八九疋

一、駄荷 四五疋

一、御長持 式棹

一、足輕并中間かんはん 石古文字

竹田吉十郎

竹田吉十郎様

惣御人数 式拾七人

御用人 兩人

給人 壹人

近習 兩人

中小姓 兩人

徒士 三人

足輕 五人

中間 拾壹人

一、乘懸 四五疋

一、駄荷 壹貳疋

一、長持 貳棹

一、荷印 菊ノ字古文字

一、足輕看板法被 御納戸茶 菊ノ角古文字

一、中間 紺 無地

右之通二候

公儀御精進日、左之通

八日 十日 十二日 十四日 十七日 廿日 廿四日 晦日

主膳様御精進日 六日

忠次郎様同断 三日 十六日

吉十郎様同断 廿七日

右為心得申達置候

メ

井上助右衛門

え

堺彦左衛門

今度御巡見使え国々御廻之時節相伺候所、左之通二候

筑前

福岡辺 三月下旬頃

秋月辺 六月下旬頃

筑後

柳川辺 五月中旬頃

久留米辺 御帰路之節 六月下旬頃

筑後

筑前



五島

佐土原辺

高鍋辺 六月中旬頃

延岡辺

五島 四月中旬頃

右之通二候得は、御着後御用人迄御廻順之義、先達而於江戸表、先格達御聴候得とも、若御好も可有之哉、猶又相伺候旨被申達、宝曆年中之御廻順書付渡可置候間、又々先格尋候ハ、差出可被申候、為心得申達置候

二月

三月四日

一、御領分中、船々相改候様被仰出候付、松下平五右衛門・浦田弥一兵衛申付、今日出役いたし候、尤十五日懸り

同十三日

一、御船々灯申候付、日高水主呼候様御沙汰二付御組子供呼申候  
一、御巡見使水島川御渡之節、干潟候へハ、道板之義は御代官方より世話之由、御沙汰御座候、尤其節ニ至り懸合候様被仰付候  
一、同十四日、呼子浦船場見分、藤田只助出役いたし候

水島川

江戸発駕

同十五日

- 一、浮須丹治・山中和助、御巡見先船歌計助役被仰付候
- 一、漕船宰領御雇、梯村清兵衛倅・湊新六倅・小島源大夫倅、右三人一日二人扶持、六三沓匆ツ、被下置候

残テ三人、林喜三兵衛倅・田中茂兵衛倅・山崎五左衛門倅も同様被下候へ共、此三人対州迄直  
二浦水主御供ニ相願、相濟候ニ付、帰船之上被下置候旨被仰付候

- 一、御巡見使江戸御発駕二月廿八日之積り之由、飛脚参候由

同十六日

- 一、関谷左衛門殿、新堀沖干潟并小島番所前御船場見分御出被成候、并小宮弥三兵衛・内山和左衛門・内山与茂助・原田郡大夫罷出申候

同十九日

- 一、関谷左衛門殿御屋敷へ、湯浅十郎左衛門・八島中右衛門、野河嘉一右衛門并内山和左衛門、西川時右衛門・原田郡大夫被成御呼、左之通、御書付被仰付候

洪谷作太夫

藤田只介

松下助右衛門

無程乗船二付、御用多にも有之処、病氣二付引籠居候由、依之、此度御用勤差免可被申候

永楽丸 内山和左衛門

先箭丸 西川時右衛門

こ国丸 原田郡大夫

御巡見御送船御用相勤候様ニ可被申付候、差懸仕度可及程之儀ニ付、金子貳百疋ツ、差遣候間、其段被可申渡候

一、藤田清四郎・川口嘉助、御巡見御用繁多に付、役所え呼出遣ひ候様被仰付候

同廿二日

一、御巡見御用、佐賀・五島・平戸御船々、追々呼子え乗入候様、呼子ろ口上ニ而注進いたし候

三月廿一日

一、飛脚到来不致候得共、廿四日水主寄申故、廿八日乗船之積り

対州行

同廿二日

対州行ノ面々

- 一、御巡見御用御船々、来ル廿六日乗船候様被仰付候付、早速水主之儀、以廻状申触候へとも、遠浦之義ハ間合不申候付、日高水主入申候、尤追々庄屋・名頭召連罷出候付、受取申候
- 一、飛脚書着船、御着廿五日頃之由、依之明廿三日水主寄、廿六日乗船被仰付候、此方雇子供ハ不残、今日ハ御船々懸り申候
- 一、船中御賄銀受取申候

同廿三日

呼子浦

- 一、呼子浦より左之通致注進候

覚

土屋忠次郎

土屋忠次郎様御用船

御乗船

大宮丸

- 一、大宮丸 六拾式挺立

添行

- 一、市行丸 三拾六挺立

御風炉船



	龍王丸	竹田吉十郎
	御乗船	竹田吉十郎様御用船
	一、龍王丸	一、濱野丸
	六拾弍挺立	四拾弍挺立
	添行	御供船
	一、神浮丸	一、灘吉丸
	六拾弍挺立	五拾六挺立
	御風炉船	一、小早
	一、八島丸	壹艘
	四拾弍挺立	
	御供船	
	一、灘逸丸	
	五拾六挺立	
	一、小早	
	壹艘	
	外二	
	一、四拾六挺立	
	弍艘	

佐賀御船

一、小早 貳艘

右御役人御乗船

一、五拾挺立 壹艘

右御賄方御台所船

右は佐賀御船分

五島近江守様御領内

一、御巡見付廻御使者船 壹艘

一、諸事御聞合御使者船 壹艘

御同姓兵部守様御領内

一、御巡見様御付廻御使者船 壹艘

五島御領

右は五島御領御船之分

一、五拾挺立 壹艘

一、小早 壹艘

一、漕船 貳艘

平戸御領

右は平戸御領之御船之分、此外漕船三拾壹艘、近々参候由二御座候

御用人

右之通、御巡見様御役船、明廿二日当浦え参申候付、御船々え承り合書出申候、已上

（寛政元年）酉三月廿三日

呼子村大庄屋 佐々木九十郎

御船宮

御役所様

右之通注進いたし候

三月廿四日 御渡被成候御書付

一、小笠原主膳様

御巡見御供之御用人

中山五郎左衛門

田野金兵衛

堀江真五郎

一、土屋忠次郎様

関口清左衛門

渡辺伝左衛門

一、竹田吉十郎様

大島助市

小島善蔵

五島近江守

五島近江守様

呼子出役

紙上式右衛門

御領内御案内

本村久之丞

右両人え申談之事、五島様御家老中より頼書状来

一、浦新八も松浦様御家老中々同断、頼書状来

一、佐賀よりハ申談頼之書状不来

同廿五日

一、御巡見使御賄

上 十五文

下 七文

一、御菜代

上 十二文

下 六文

一、先達而之御書付、御菜之所え大平皿盛二文卜有之候へとも、何にても一色出候様御沙汰御座候、煮染二而も

同廿六日

一、四ツ時頃不残乗船いたし候

一、御奉行御乗之節は、詰合不残御門前二而為御暇乞、不残罷出申候

同廿七日

神集島

一、御船々不残神集島え着船候由、夜前八ツ時頃注進いたし候

一、右御船々明六ツ時頃、出船いたし候由、神集島々注進有之

同廿八日

呼子浦

一、今暁七ツ時過、御船々不残出船、五ツ時過呼子浦へ入船いたし候由、注進いたし候、并出役よ

り書状参ル

四月朔日

若松

一、御巡見、去ル廿八日、筑前若松え御着舟被遊候由被仰付、水島川当六日御渡り之積り被仰付候

付、呼子浦出役中え申出候

水島川

一、漕船宰領梯村清兵衛倅伊兵衛え被仰付有之候得共、旅行いたし未罷帰不申候故、右代り橋本倅左衛門え被仰付候

一、御見送船天神丸、明二日水主寄いたし候様被仰付候、来四日乗組、呼子え相廻候様被仰付候

同二日

一、御船乗組之内、水島川御渡御用相勤申候者とも、今八ツ半頃罷越申候

同四日

一、天神丸、吉崎喜兵衛乗船いたし候

同五日

一、漕船宰領橋本倅左衛門・湊新六倅・小島源大夫倅、水島浦船へ乗船いたし候

深江

一、御巡見御上使、当六日深江御泊り、同七日浜崎御泊之由、御代官役所并町方より之聞合飛脚罷帰候付、水島番人承合相届来り申候

同六日

一、御上使、弥八日水島川御渡之由被仰付候、右之段出役中え申遣ス

一、式番八挺立船頭、松下仲藏乗船いたし候

浜崎

同七日

一、御上使、浜崎え弥御着被遊候付、明日水島川御渡被遊候由被仰付候、尤召出之面々、左之通

小笠原主膳様御用船 小頭 立付着 小島喜左衛門

老番御鷹船 歌上 呼子ゝ来り相勤 かんはん 一刀 吉田松右衛門

艀口 呼子ゝ同断 湯浅条七

乗組 呼子ゝ同断 浮須丹治

土屋忠次郎様御用船 小頭 立付着 藤田唯助

式番御鷹船 歌上 呼子ゝ来 渋谷吉兵衛病氣故代り 藤田清四郎

艀口 呼子ゝ来 かんはん 一刀 山崎宇左衛門

乗組 呼子ゝ同断 山崎喜平太

竹田吉十郎様 小頭 立付着 松下助右衛門

三番御鷹船 歌上 呼子ゝ来 かんはん 一刀 林郡治

艀口 呼子ゝ同断 後藤傳九

乗組呼子ゝ同断 山中和助

右三艘供日除幕取、番所下西方え飾置可申候

---

日除無シ	一階棚	徒士横目	立付着	大村彦助
		小頭目付	同断	渋谷作太夫
		乗組	かんはん 一刀	湊新六
		平組	同断	藤田利兵衛
		乗組	かんはん 一刀	後藤伝左衛門
日除川船		平組	右同断	川口又右衛門
		同断		原田右衛門
日除川船		平組	呼子 <small>今</small> 来 かんはん 一刀	桑原美代次
		同	かんはん 一刀	山崎五郎八
		同		内山善大夫
日除川船		平組	呼子 <small>今</small> 来 かんはん 一刀	渋谷兵治
		平組	かんはん 一刀	小宮十右衛門
		同		高浜文治
八幡前		宰領宗旨方	梶取格 立付着	梯村喜次右衛門
水島番所		小頭	同羽織 かんはん	内山与茂助
御召場		小船頭目付	立付着	早崎嘉一右衛門
御揚場西雁木才領		小船頭	立付着	坂本亥藏



東榊形幸領

物書 立付着

吉田儀兵衛

御揚場

大船頭 立付着

小宮弥三兵衛

下壺人

御奉行供

湊仲吉

高浜文蔵

麻上下 御着道具挟箱引馬

岡善左衛門殿

番所下東方ニ而御下座被成候、尤供廻は番人少西方ニ平伏

町川船

町川船六拾艘

船付壺人ツ、

内三艘 大庄屋乗ル

人足壺人ツ、

是御召船之跡

残テ 廿五艘 番所下御供船

水島番所

一、水島番所下々東方、土俵ニ而御召場拵申候、并新堀方御揚場少々拵申候、是ハ地方々世話いたし申候

一、御渡之節、御目通并御城下え船繫候義不相成候、是又地方々水島庄屋方え沙汰有之候由、依之諸船東方え繫申候

御番所下東方ニ而御下座被成候、供廻之番所番人少西方ニ而行義

御役所番・書物・職人罷出申候

同八日 天氣吉和キ北風

一、御上使水島川四ツ半頃無滯御渡り相濟申候、尤干渴ニ候故、御鷹船組日除取、御駕籠之俣被為

召候、此儀は以前御窺之由ニ候故、其用意いたし置候、御胴勢供ニ無滯相濟申候

一、呼子浦え罷出候面々、直ニ出立いたし候

呼子

九日

一、天氣も宜候得共、月之九日故御滯船之由

御滯船

十日

一、朝五ツ半頃御乗船、四ツ時分呼子浦御出船被遊候處、沓州郷ノ浦え八ツ時分御着船被遊候由、

郷ノ浦

出役之衆中少書狀參候

一、御見送船、十日七ツ時頃罷歸申候

見送船

十一日

一、漕船宰領え罷越候面々、橋本伴左衛門・湊新六倅利七・小島源大夫倅源治の三人、暮々罷帰申候、残而三人は浦水主雇ニ而对州迄罷越申度願ニ付罷越申候

一、御巡見様御乗船為御祝儀、御船々惣乗組中え金子三百疋被下置候由、出役申来候

同十七日

一、夜分式番八挺立船頭、松下仲藏呼子浦え着、飛船ニ参り候由ニ而、彼方対州出役之書状、

夜前相達申候処、当月十一日郷ノ浦出船、勝本え入津、同十二日同所出船、七ツ時分暮頃迄対

馬え追々着船之由書状参、且右式番八挺立飛船参候節、郷ノ浦呼子迄之間、檣折申候由申遣候

故、呼子浦迄徒横目大村彦介・目付渋谷作太夫・大工棟梁山口彦介出役いたし候

一、同十九日、右八挺立小川島え入津いたし候由、注進いたし候

一、同廿三日出帆之由相届申候

四月十九日

一、御料小御巡見御通行ニ付、測上川御渡御用川船、三艘借用致し度旨申来候由、借之相渡遣し候

様御沙汰御座候

小御巡見

郷ノ浦  
対馬

久里川

四月廿二日

一、右小巡見、久里川御渡船御用之船、左之通差遣し候

一、御鷹船壹艘

乗組 伝五右衛門

平組 十右衛門

同 伴左衛門

一、町川船五艘

浦水主拾人

小頭 松下助右衛門

小船頭 坂本宮藏

右小御巡見使御名左之通

御勘定

田辺仁左衛門様

上下七人

御世話御公儀御役人中之にも宜く被仰渡候

御紋所 開扇子八ノ字

御用人 宮寺勘右衛門殿

御挨拶御座候

支配勘定

支配勘定

押山甚五郎様

上下五人

此方御挨拶御座候

徒士目付

御紋所 下りふじ 御太儀と計

御用人 丸山嘉助殿

是ハ病氣之由

御徒士目付 川崎市三郎様 上下五人

御紋所 丸ノ内ニ三ツ引 御太儀卜計

御用人 青山善治殿

御挨拶無之御座候

一、御三使様、御同船ニ被成御渡船

一、御具足櫃、壺荷ツ、

一、御長持、壺棹ツ、

但、押山様御長持ニ巡見御用書物と御差札有之候  
一、若党式人ツ、但、川崎様壺人

右之通、出役松下助右衛門書留メ参申候

川船

一、大川早番、瀬川御渡船御用左之通  
一、川船三艘 所人足六人

内 壹艘 養母田村川船

壹艘 久保村引船

壹艘 所川船

小船頭 吉崎喜兵衛

乗組 湊新六

平組 藤田利兵衛

五月七日

御巡見

一、御巡見御用、御船々不残高島え入津候へとも、北風つよく故、川入難相成候

着船

五月八日

一、御船々不残、無滞着船いたし候